

## 幼児の自己主張能力に関する保育者の意識

太田 節子  
(日本音楽学校)

### はじめに

「子どもの権利条約」に明記されている「権利行使の主体である子ども」は、子どもの成長・発達を考えるうえで注目すべき子ども観である。子どもが権利行使の主体となるために保障されている権利の一つに第12条の「意見表明権」がある。この「意見表明権」を現実化させるために必要な資質能力のひとつとして、「自己主張能力」があげられる。この能力の発達には、教育や保育のあり方が密接に関係し、保育現場においては、保育者の幼児へのかかわりが、重要な要素と考えられる。

「自己主張」をとりあげる際に、硬貨の表裏のごとく表出する語句が、「自己抑制」である。この両者は、自己の行動制御機能として方向を異にする対照的な二つの働きであるが故に(柏木、1988、p.13)、人とかかわる場面では、調整を余儀なくされる場合が少なくない。子どもが両者をどのように調整しながら表出していくかは、それを指導する保育者の両者に対する考え方や価値観、及び子どもへのかかわりが深く関係すると考えられる。

我が国の歴史を顧みした場合、次の二点が指摘できる。第一に、集団行動をとる場合、「人と人との和」を重視してきたことである(島崎、1991年、p.143)。個の重視を叫ばれて久しい昨今であっても、その伝統的風土は、多くの人間の根底に住み着いていると窺われる。それは、保育の世界にあっても例外とはいえない(澤田・村上、1989、p.214、東・野辺地、1992、p.65)。「和」の性格にも様々考えられるが、なかんずくこの場合の「和」は、「がまん」や「忍耐」を重視した、或いは衝突の少ない(衝突を超えたとはいえない)という意味での受動的な「和」である。前々回の調査(1997年、50回大会発表)でも、保育者の受動的「和」を重視する意識は、保育施設及び保育者の保育経験、年齢を問わず、調査対象の保育者ほとんどにおいてみられた。また前回の調査(2000年、53回大会発表)でも、保育者養成校の学生の多くの意識に受動的「和」を重視する精神風土との関連がみられた。第二に、一般民衆が権利獲得のために闘ったという歴史的事実が少ないせいか、「権利意識」が高いとはいえないことである。

そのせいか権利を獲得するための行動が、保育・教育現場を含めて、日常生活のなかにさほど根付いていないと考えられる。

今回の調査では、意見表明権を行使するために求められる資質能力のひとつである自己主張能力に焦点を当てた。そのうえで、日頃子どもの保育に従事している保育者が子どもの自己主張能力の発達と育成に関してどのような意識をもっているのかを明らかにしようとした。

### 調査の方法

本研究では東京都及び神奈川県幼稚園6園の保育者72名を対象に質問紙による調査を行った。調査期間は、平成12年10月～12月である。調査では、次の3つの研究質問について保育者の意識を尋ねた。

- (1) 現場における保育者は、「自己主張」に関してどのような意識をもっているか。
- (2) 現場における保育者は、「幼児の自己主張能力の発達」に関してどのような意識をもっているか。
- (3) 現場における保育者は、「権利を形成する諸概念」を重視することについて、「論理的口語表現能力」の育成の是非について、またそれらの諸概念や能力の育成の時期についてどのような意識をもっているか。

研究質問(1)～(2)については、各質問ごとに項目を設定し、回答は「そう思う」、「まあまあそう思う」、「そうは思わない」、「どちらともいえない」のいずれかを選択する形式をとった。(3)については、育成の是非の項目と、必要と考えた場合は、育成開始時期を「幼児期から」「小学校から」「中学校から」のいずれかの項目を選択する形式をとった。

### 調査結果

アンケート収集の結果、回答者数72名のうち、有効回答者数は72名であった。

回答結果は、以下の通りである。

### 「自己主張」に関する意識

最初に保育者に対して、「自己主張」に関してどのような意識をもっているのかを質問した。この結果、次の3点について下記のような点を指摘することができる。

- (1) 「自己主張」と「他者との協調」
- (2) 「自己主張」と「権利の主張」

(1) の点について明らかなことは、「自分の考えを主張しあうとしても、人と人との和は保つことができる」という項目に対して、それを肯定した保育者の比率が8割弱いるのにもかかわらず、「協調性と自己主張が強いことは、一人の人間のなかで両立する」の項目を肯定した保育者の比率が5割弱であった。両者の項目の内容は類似の性格と考えられるにもかかわらず、回答比率に3割程度の差異がみられることは、「自己主張」と「他者との協調」の関連に対する保育者の意識が確定していないことが推測できる。

(2) の点について明らかなことは、「人の権利は主張すべきである」の項目に対して、肯定した保育者の比率が7割であるのにもかかわらず、「権利を主張しあうと争いが多くなる」を肯定した保育者の比率が6割半に上ったことである。前述の(1)においては、「自己主張と人と人との和」の両立を8割弱の保育者が、「自己主張と協調性」の両立を5割弱の保育者が肯定している。「権利の主張」は「自己主張」のなかに含まれるのであるから、ここでの項目と(1)での項目の回答は本来整合性をもつものと考えられる。調査結果に矛盾がみられることは、自己主張のなかの「権利の主張」については、単なる自己主張とは異なる意識が働いていることが窺われる。

### 「幼児の自己主張能力の発達」に関する意識

次に「幼児の自己主張能力の発達」に関して、保育者がどのような意識をもっているかを質問した。この結果次の2点について下記のような点を指摘することができる。

- (1) 自己主張能力育成のための教育的援助
- (2) 「権利」と「権利を形成する諸概念」

(1) について明らかなことは、「自分を主張する能力は、幼児期から育てる必要がある」の項目に対して、それを肯定した保育者が8割強であり、「幼

児期であっても、自分を主張することを大切にそだてる方がよい」の項目に対して、それを肯定した保育者が6割強であった。このことから、多くの保育者が、幼児期から自己主張能力の育成に積極的であることが推し測れる。

(2) の点について明らかなことは、「権利を形成する諸概念」を重視することに関しては、幼児期から育成する必要性を肯定した保育者が圧倒的に多いことである。なかでも、「善悪」、「平等」、「公平」を重視することは、10割弱から7割強の保育者が肯定し、「正義」、「自由」に関して、共に7割弱の保育者が肯定している。一方、「権利」を重視することの育成に関しては、3割半の保育者が肯定したに過ぎない。残りの4割強の保育者は、小学校からの必要性を肯定し、2割弱の保育者は中学校からを肯定している。また、「論理的口語表現能力」に関しては、幼児期から育成する必要性を肯定した保育者は、3割強であり、小学校からの育成を肯定した保育者は、6割であり、中学校からの育成を肯定した保育者は、1割弱である。このことから、「権利を形成する諸概念」を重視することに関して幼児期から育成する必要があることを肯定した保育者は、すべての概念に対して非常に高比率で肯定しているのに対して、その概念の実現を保障する「権利」を重視することの育成に関して、積極的な保育者が多くはないということが推測できる。また、自己主張能力を権利行使能力のひとつとして捉えた場合に重視される「論理的口語表現能力」についても、幼児期に育成の必要があると考える保育者が多くはないということが指摘できる。

以上、一部要約としてまとめた。大会当日で詳細の発表と考察を加える。

### <引用文献>

- 島崎征介『社会学—自立と関係性—』学文社、1991年
- 澤田瑞也・村上芳巳「幼児の対人関係能力に関する発達的研究」『神戸大学教育学部研究集録』第82集、1989年
- 東 敦子・野辺地正之「幼児の社会的問題解決能力に関する発達的研究」『教育心理学研究』第40巻、1992年
- 柏木恵子『幼児期における自己の発達』東京大学出版会、1998年